

いじめ対応充実の手引き⑤



長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室

いじめの起こりにくい学校・学級づくり

教育相談体制の充実～いつでも・どこでも・誰とでも

教育相談は児童生徒の、好ましい人間関係を育て、生活によく適応させ、自己理解を深めさせ、人格の成長への支援を図りたいへん重要なものです。教育相談の機能を理解し、各学校の実情に応じて、効果的な相談体制を整えましょう。

学校における教育相談の利点

○ 早期発見・早期対応が可能

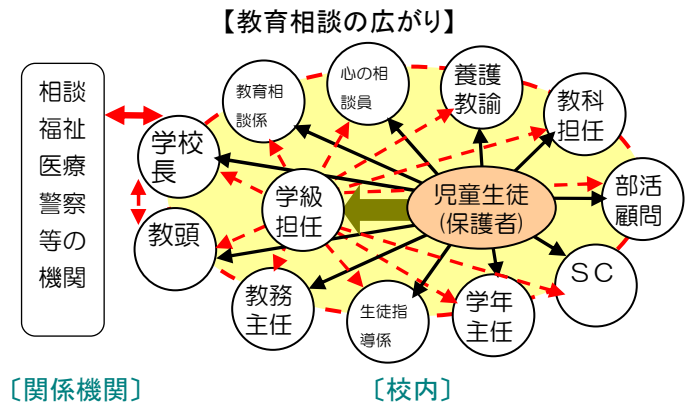
児童生徒を日常的に観察し、家庭環境や学習状況など多様な情報を得ることができ、小さなサインをとらえて適切に対応し、問題が深刻化する前に対応することが可能である。

○ 様々な教職員がかかわれる

一人の児童生徒に、多様な教職員のかかわりが可能になり、特に児童生徒のよいところを認めることによって児童生徒を支えることができる。

○ 連携が取りやすい

複数の職員が連携して支援に当たることが可能である。また、学校という立場から、相談機関・医療機関・福祉機関等と連携が取りやすい。



教育相談の機能

- 抑えこんでいた胸の内を話すことで心が少し軽くなり、自分を守るために費やしていたエネルギーを解決のためのエネルギーに変える。
- 問題点が整理され、迷いや悩みのもとが明らかになり、解決の方向性が見えてくる。
- 自分は大切にされているという安心感が生じ、自己肯定感を持てるようになる。
- 自己を客観的に観察し、素直に感情を表現することで自己理解が進み、自分を抑制したり、主体的に行動したりすることができる。
- 受容しながら話を聞いてもらえることで、自己を受容できるようになるとともに、人間関係についての理解が深まる。



教育相談の形態と留意点

児童生徒からの自主的な相談

- ・短い時間でも対応し、じっくりと相談できる日時を伝える。他愛もない話のようであってもわざわざ相談に来るのだから背後に重要な問題があるかもしれないという配慮が必要。

児童生徒を呼び出しての相談

- ・何か悪いことをしたというマイナスからの相談開始になりやすい。呼び出す理由を明確に伝え、面接の場所や周囲の児童生徒にも配慮する。時間を区切ると応じやすい。

あらゆる場面での相談

- ・児童生徒とともに過ごす時間の中で、様々な場面をとらえて、短時間でも、一言でも児童生徒の心に響く声かけを心がける。

定期教育相談(年間計画に位置づけられた相談週間など)

- ・あらかじめ話の焦点をどこに当てるか決めておく。児童生徒のプラスの情報を用意しておく、
- ・予防的教育相談は信頼関係の構築という点で有効。問題が生じたときにも比較的円滑な問題解決を可能にする。児童生徒のよいところを常に発見するという姿勢で臨む。

教育相談の体制作り

児童生徒がいつでも安心して相談できる環境を整備することは、いじめの未然防止及び早期発見に有効です。いじめにかかわる学校訪問（H23.9月）でうかがった各学校の取組を紹介します。

《相談場所》

- ・教育相談係職員や心の相談員、相談支援員が常駐し、児童生徒がいつでも相談ができるようにしている。
- ・校長室や保健室、職員室など複数の窓口を準備し、児童生徒や保護者がいつでもどこでもだれにでも相談ができるようにしている。

《定期的な相談の実施》

- ・月や学期ごと面接週間や教育相談日を設けて、学級担任や学年職員、教科担任などによる面接を一人 15～20 分の時間で実施している。週に1日、日を決めて、朝や放課後に相談の時間を設定している学校もある。
- ・相談カードを用いて、時間と相談したい教員を児童生徒が決め、担任や相談係に提出し、時間と場所を決めて相談している。
- ・学校長が給食の時間に3～4人ずつ毎日3年生と食事をともにしながら会話をし、生徒の様子を把握している中学校もある。

《その他》

- ・休み時間や、放課後に児童とともに遊ぶ時間を作り、ともに活動する中で、教師が児童の表情を観察して相談をもちかけたり、元気の出る声かけをしたりしている。担任する児童生徒以外の児童生徒への声かけも大切にしている。
- ・「SOS郵便」、「相談箱」などを設置し、日頃の悩み、相談したいこと等をいつでも伝えられるようにしている。箱の管理は相談係や、生徒指導主事が担当している。
- ・教育相談係が、「相談室だより」等の通信を生徒や保護者向けに発行して、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介などを行っている。

